

沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟

●場所：

沖縄県。沖縄本島東海岸の辺野古（へのこ）地区

●提訴日：2003年9月25日

●裁判所：

アメリカ・サンフランシスコ連邦地方裁判所

●事件名：確認宣言および差止請求訴訟

（米国文化財保護法

[NHPA: National Historic Preservation Act])

●事件番号：C-03-4350

●原告：沖縄ジュゴン・米の環境保護団体2団体・

日本の市民団体4団体・沖縄県在住の個人3名
(内訳)・沖縄ジュゴン

- Center for Biological Diversity
(生物多様性センター)
- Turtle Island Restoration Network
(タートルアイランド回復ネットワーク)
- 日本環境法律家連盟
- ジュゴン保護基金委員会
- ジュゴンネットワーク沖縄
- ヘリポート建設阻止協議会・命を守る会
- 個人3名

●原告訴訟代理人：Earthjustice (アースジャスティス。環境問題を専門に扱う法律事務所) の、サラ・パート弁護士とマーティン・ワーグナー弁護士

●被告：アメリカ国防総省、国防長官（提訴時はドナルド・ラムズフェルド、判決時はロバート・ゲイツ）

●概要および争点：

ジュゴンは、成長すると体長3メートル、体重400キログラム以上になる哺乳類で、海草（うみくさ）を主食とし、熱帯から亜熱帯にかけての温かく浅い海に生息しています。現在、沖縄のジュゴンは沖縄本島東海岸の辺野古（へのこ）沖を中心に数十頭しかいないと推定されており、世界的にも絶滅が心配されています。

その辺野古に新しい米軍基地が建設されようとしています。これは、ジュゴンを絶滅に追いやる最大の脅威になっています。また基地は、周辺住民のみならず平和に対する深刻な脅威もあります。

なぜ、日本で日本法を使った訴訟を起こさないのかというと、環境に配慮するよう義務づけるための根拠となる法律が日本にはないからです。米国の文化財保護法（NHPA）も計画そのものを差し止めるまでの効力はありませんが、日本の環境法と大きく異なり、計画段階で環境への配慮のために協議を義務づけられる点は有意義です。

米国は世界遺産条約に加盟しているため、NHPAは「同等の意義を持つ他の国々の法で保護された文化財も、保護対象とする」と定めています。日本のジュゴンは、日本の文化財保護法によって天然記念物に指定されていますから文化財です。米国は、沖縄ジュゴンを守る義務があるわけです。

辺野古の基地建設が米国の行政行為にあたるかどうか、NHPA違反にあたるかどうかが争点です。

米国の法律では、ジュゴンに「影響を与えるかも

しない」場合には保護のための手続きをとらなければなりません。影響を与えないことを国防総省が明らかにしない限り、ジュゴン保護の手続きをとらなければならないのです。

日本の法律では、ジュゴンに「明らかに影響を与える」場合でなければジュゴンは保護されません。この点が、日本の法律と全く違うのです。

●経過：

2004年8月4日に開かれた口頭弁論では、日本からも原告や支援者が参加しました。地元の新聞にも大きく取り上げられました。

被告側は訴状却下の申し立てをしていましたが、2005年3月2日、その主張を退けた「中間判決」が出され、実質審理に入ることになりました。原告ジュゴンによる訴えも却下されなかったため、新たに「自然の権利」を認めた判決としても、画期的な意義を持ちました。

その後、何度か口頭弁論が開かれました。裁判を通して、今まで存在を知られていなかった基地に関する重要な資料や事実も明らかになりました。2007年9月18日に結審しました。

●結果：

2008年1月24日、判決が出ました。勝訴です！

内容は、私たち原告側の主張に沿って、米国防総省はジュゴンへの配慮を行っていないこと、ジュゴンは米国の文化財保護法（NHPA）で保護される文化財であり、国防総省はジュゴンについての影響調査の方法を記した書面を90日以内に提出せよ、というものでした。裁判所は今後も、国防総省らがジュゴンに対する配慮を適切に行うかどうかを見守ります。

これは、海外案件では初めての適用であり、米国にも基地建設に何らかの責任があると認めた非常に意義の大きい判決です。裁判長は、国防総省は海外での活動による他国の文化遺産の損壊回避にも注意を払う責任がある、と明言したのです。

2007年9月の最終弁論で国防総省側は、環境アセスメント（環境影響評価）は日本政府が適切に行う、と主張しました。しかし、昨年沖縄防衛局が提出したアセス方法書は極めて杜撰なものであり、県の環境影響評価審査会も沖縄県知事に厳しい答申をしています。

今回の判決により、日本政府の行った杜撰なアセスメント手続きの実態が、米国司法の厳しい視線にさらされることとは間違ひありません。基地建設への影響は必至です。

米国の裁判制度ではジュゴンが確実に守られる環境が整うまで、裁判は続きます。私たちはこの裁判を通して、ジュゴン保護と米軍基地建設は並び立たないことを明らかにし、日本のジュゴン保護に国際水準を用いるよう求めていきます。

この裁判は、世論の後押しが必要不可欠です。今後とも、ぜひ応援をよろしくお願い申し上げます。

●判決以降の動き及び裁判の焦点

1月の判決では、国防総省が NHPA にいうジュゴンへの影響を「考慮する(take into account)」手続を遵守していないと断罪され、裁判所から、国防総省に対し、どのような情報が必要か、どのような個人・団体・政府機関から情報を入手できるのか、日本政府の行っているアセスの結果の利用が NHPA 上の義務の履行といえるのかなどについて、回答をするように求めました。

ところが、国防総省は、こうした情報について何ら具体的な回答をせず、自らの裁量によって決めるべきであると主張(4月)しています。仮に、協議手続について、国防省の裁量を認めない場合には、上訴する意思を明らかにしています。

これに対し、原告側からは、協議対象として、原告団や、ジュゴンの歴史的・文化的価値についての専門家や、自然学者などを含めることや、日本語での情報開示や意見募集や意見交換の手続を行うことを求めていました(6月)。これらの手続によって入手した資料・情報をもとに、普天間代替施設の建設がジュゴンに悪影響を及ぼすかどうかを判断し、悪影響が認められるならば、これを解消するための代替案についての協議をすすめることを求めていました。

裁判所は、双方に調整の上、合意文書の作成を指示しましたが、国防総省側が自らに裁量を認めるべきで協議手続の方法・内容を明示すべきでないとの態度に固執したため、合意には至りませんでした(7月～12月)。

現在、原告側の提案につき、同意できる部分、対応可能な部分を明確にし、同意できない・対応不可能とする理由を明示するよう求められており、その回答があり次第、終局決定がなされる見通しです。